

【参考】

基地環境調査ガイドライン（仮称）  
（概要版）

平成 年 月

沖縄県



---

## ○背景

- ✓ 米軍の活動に起因する土壌汚染等の環境問題及びその発生の懸念が生じている。
- ✓ 米軍基地は、米軍関係者以外の立入りが制限されているが故に、豊かな自然環境が残っている場所がある。
- ✓ 今後、米軍基地の返還が本格化する。

## ○目的

米軍活動に起因する地下水・土壌汚染といった環境問題の解決及び事案へのスムーズな対応、並びに自然環境等への配慮を目的とした、国、県及び市町村の新たな仕組みを作り、自然環境等の保全、円滑な跡地利用及び県民の安全・安心な生活を実現する。

## ○現状

- (1) 米軍基地の返還に際しては、自然環境等に配慮した仕組みがなく、自然環境等の保全が充分ではない。
- (2) 米軍基地内では、跡地利用推進法や土壌汚染対策法等に規定されていない物質についてもその使用のおそれがあるが、現在のスキームではその汚染が見逃されるもしくは対応に多大な時間を要する可能性がある。
- (3) 米軍の活動に起因する環境問題について、提供される情報が十分ではなく、健康影響を受ける可能性のある人々や県民の安全・安心が確保されていない。

## ○課題

### (1)の課題

- ① 基地返還時に、自然環境等の保全の観点から跡地利用に係る計画や調査が策定又は実施される仕組みが必要。
- ② 周辺住民等の理解・協力のもと、上記計画等による自然環境等保全が図られる仕組みが必要。

### (2)の課題

- ① 米軍基地内で土壌汚染や地下水汚染のおそれがある物質について対応できる仕組みが必要。

### (3)の課題

- ① 健康影響を受ける可能性のある人々が、その対応について意思を表すとともに、情報を提供する仕組みが必要。

## ○活用方法

### (1) 「返還合意から引渡しまで(返還予定地)」におけるガイドラインの活用方法

分野	項目[実施機関]	活用の時点	活用の方法
自然環境等	自然環境等調査 [国、県、市町村]	・自然環境等の把握	・調査のための立入申請手続 ・文献資料等調査、概略踏査、 現地調査 ・支障除去措置等時の環境配慮
地下水・ 土壌汚染	返還実施計画作成 及び支障除去措置 [国]	・返還実施計画の立案時 ・地下水・土壌汚染発覚時	・支障除去、環境対策、モニタ リングの範囲や手法の選定
住民参画・ 情報公開			・住民参画・情報公開の計画立 案及び運用

### (2) 「環境事故発生時（運用中の基地）」におけるガイドラインの活用方法

分野	項目[実施機関]	活用の時点	活用の方法
地下水・ 土壌汚染	環境調査（基地内事故） [国、県、市町村]	環境に影響を 及ぼす事故発 生時	・立入及びサンプリングの要請 ・環境調査の検討・実施 ・環境対策の要請
	環境調査（基地外事故） [国、県、市町村]		・環境調査の検討・実施 ・環境対策の要請
住民参画・ 情報公開	事故対応 [国、県、市町村]		・事故発生の通知 ・情報公開

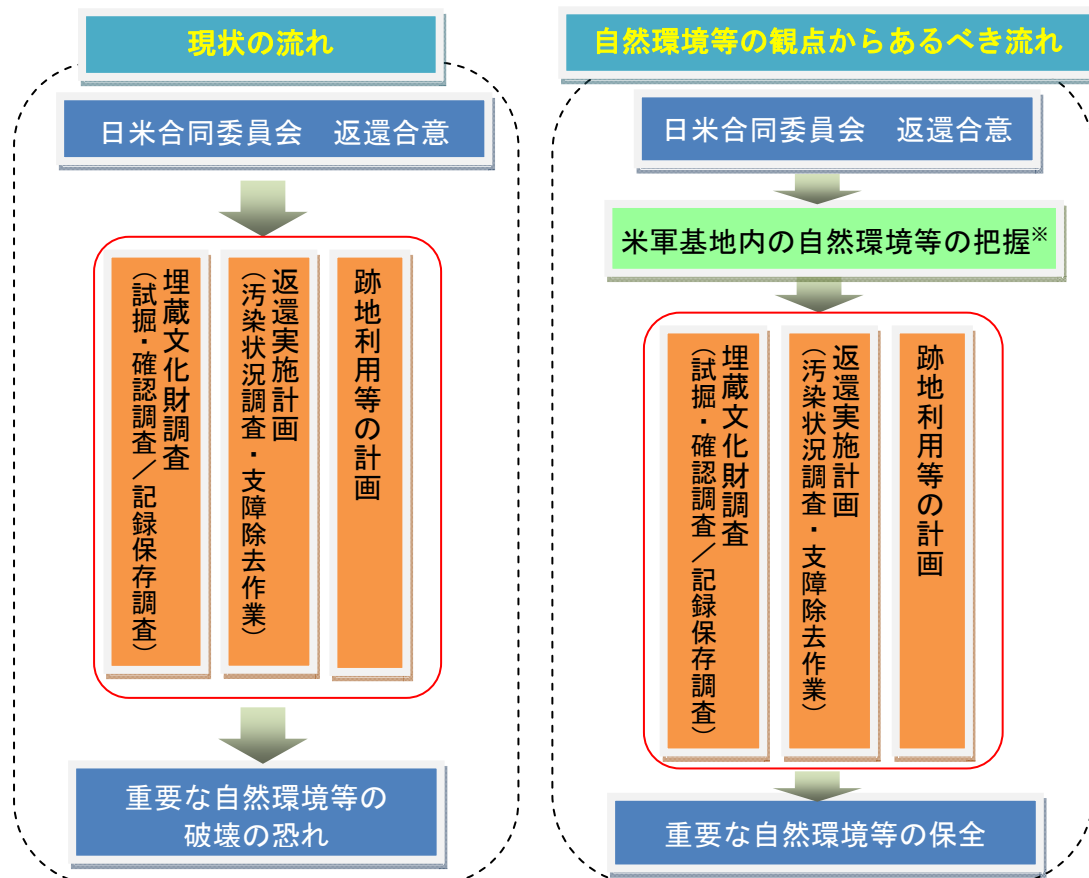
### (3) 「返還跡地における汚染発覚時(返還跡地)」におけるガイドラインの活用方法

分野	項目[実施機関]	活用の時点	活用の方法
地下水・ 土壌汚染	・環境調査、環境対策 [国] ・周辺環境調査 [県、市町村]	米軍由来の汚染発 覚後	・地下水・土壌汚染等調査の支 障除去計画への反映
住民参画・ 情報公開			・住民参画・情報公開の計画立 案及び運用

## 自然環境等に関する対応

### ○ポイント

自然環境等調査を、基地返還に際し策定される計画や実施される調査等より前に実施するものとしている。



\*自然環境等調査は、日米合同委員会における返還合意後、速やかに実施する必要があるが、返還合意から返還までの期間は、一律に定められていないことに留意する必要がある。

### ○調査結果の活用方法

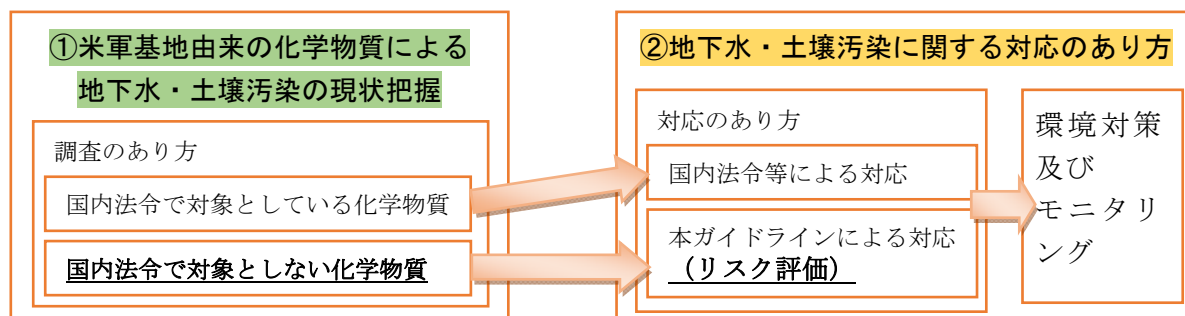
返還時に主に策定される計画や実施される調査等における、自然環境等調査の結果の活用時点を次に示す。

計画・調査 [主体]	根拠法令	活用の時点
跡地利用計画[主に市町村]	無し	土地利用のゾーニング及び用途の検討 時
総合整備計画 [市町村長又は沖縄県知事]	跡地利用推進法 第 20 条又は 21 条	策定項目である「五 自然環境の保全及び回復に関する事項」の検討 時
土地区画整理事業 (環境影響評価手続)[事業者]	環境影響評価法、沖縄 県環境影響評価条例	環境影響評価手続における既存資料の 収集 時
返還実施計画 (支障除去措置)[国]	跡地利用推進法 第 8 条	汚染状況調査の範囲の選定時並びに支 障除去の手法及び範囲の選定 時 汚染状況調査及び支障除去作業 時
埋蔵文化財調査 [県、市町村の教育委員会]	文化財保護法 第 92 条～108 条	試掘・確認調査及び記録保存調査 時

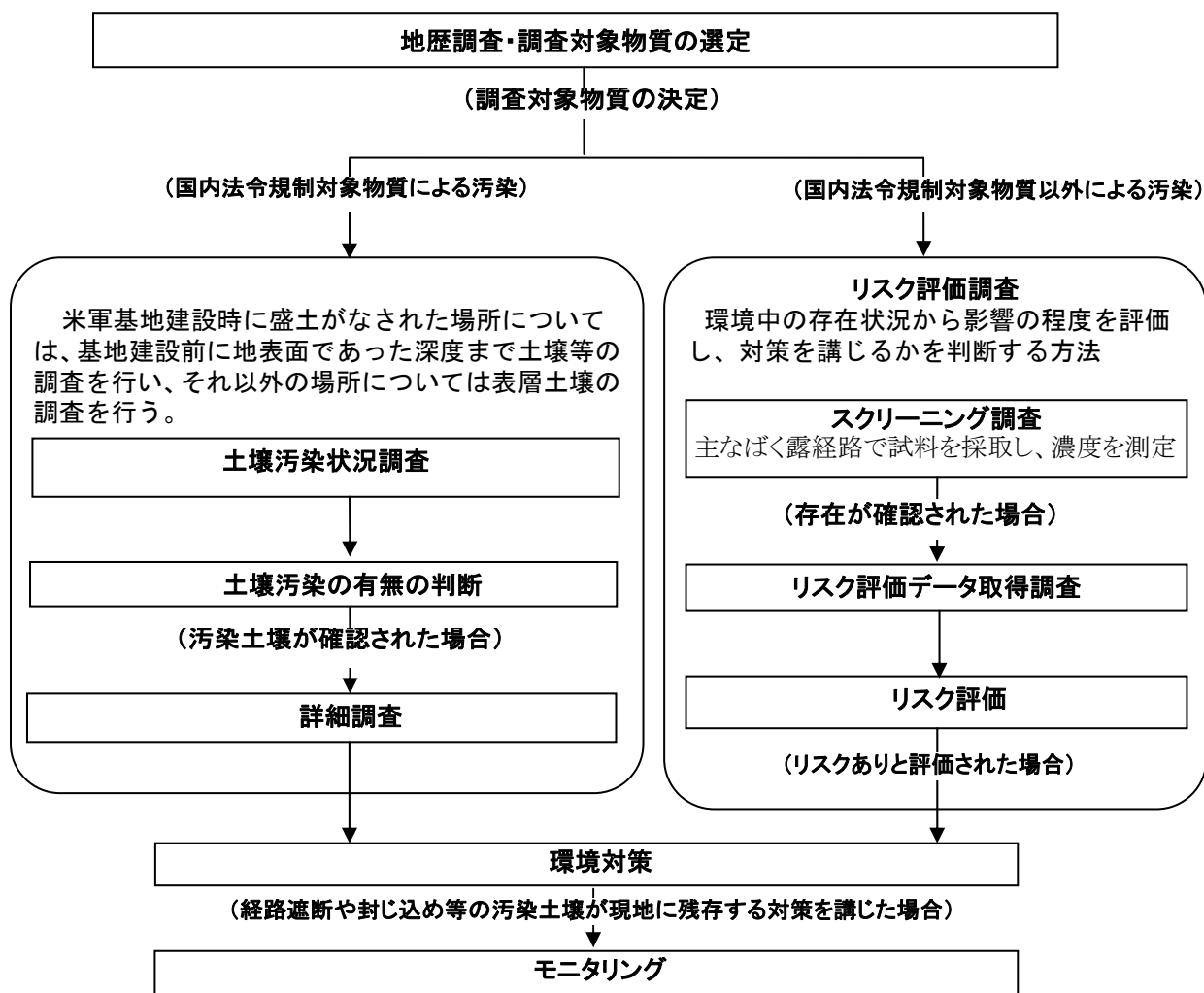
## 地下水・土壌汚染等に関する対応

### ○ポイント

- ・調査対象項目として、跡地利用推進法、土壌汚染対策法等の国内法令で規制されている物質の他に、米軍基地内で特徴的に土壌汚染の懸念がある物質についても、追加している。
- ・土壌汚染関連の国内法令で基準値等が設定されていない物質については、リスク評価手法を用いて対策目標レベルを設定している。



### ○対応の流れ



## 住民参画・情報公開に関する対応

### 〇ポイント

各種計画策定及び計画実施時には、地域住民まで含めた住民参画を積極的に行う。

